

令和3年9月21日

米子市教育委員会 様

米子市立学校校区審議会 会長 縄田 裕幸

美保地区の米子市立小・中学校の校区について（答申）

## 1 はじめに

全国的な少子化・人口減少が進む中、美保中学校区においては、児童生徒数が年々減少していく傾向にあり、当初、令和8年度に和田小学校が、令和9年度に大篠津小学校が複式学級になることが予見されていました。

このような状況の中で、米子市教育委員会から美保中学校区における「児童生徒数の減少に対応できる学校づくり」と「小学校の統合または小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の設置」についての諮問を受け、子どもたちにとってどのような教育環境が最もよいのかという点から慎重に審議を行ってきたところです。

## 2 審議の内容

- (1) 当初、令和8年度に和田小学校が、令和9年度に大篠津小学校が複式学級になることが予見されていましたが、令和3年5月の児童生徒の推定数調査により、この二つの複式学級が解消され、新たに令和10年度に大篠津小学校が複式学級になることが予見されました。しかし、答申の先送りはせず、今年度中に答申することを確認しました。
- (2) 小学校を現状存置とする場合は、きめ細やかな教育指導、たくさんの発表の機会、特色のある学校運営など小規模校のメリットが考えられますが、複式学級になることは、望ましくないとの意見が大勢を占めました。
- (3) また、市内の他校区から児童の就学を認める小規模特認校制度を導入し、児童数を増やすことで複式学級の解消ができないか検討しましたが、必ず児童数が増える保証がない小規模特認校制度の導入では、問題の解決にならないと結論づけました。

- (4) 他方、学校を統合する場合には、児童生徒数が増えることで複式学級を回避でき、学年によってはクラス替えが可能になります。多様な人間関係の中で切磋琢磨したり、協働的に学んだりできることが、児童生徒にとって、より良い環境であると判断しました。
- (5) 美保中学校の令和13年度入学生徒の推定数が30人となっており、米子市が中学校の適正規模としているクラス替えの可能な1学年2学級以上を満たさなくなることが予見されています。統合した学校の設置形態の検討にあたっては、このままでは、いずれ美保中学校の適正規模・適正配置の審議を行うことが想定される点も考慮しました。
- (6) 義務教育学校については、鳥取市立湖南学園の先進地視察報告などの説明を受けて、ブロック制や異学年交流、独自教科の新設など、特色ある学校経営ができるとの、多くの委員からの意見がありました。また、義務教育学校を設置する場合は、美保中学校の適正規模・適正配置の審議を行う必要がなくなることを確認しました。

以上のような審議を経て、令和3年4月27日に米子市教育委員会より諮問されました「美保地区の米子市立小・中学校の校区について」につきまして、下記のとおり本審議会の結論を得たので答申します。

## 記

### 答申

新たに義務教育学校を設置し、校区は彦名町（崎津7区自治会の区域に限る。）、富益町（崎津7区自治会の区域に限る。）、大崎、葭津、大篠津町、和田町とする。

義務教育学校の設置により、米子市立崎津小学校、米子市立大篠津小学校、米子市立和田小学校ならびに米子市立美保中学校を廃止する。

[付記]

- (1) 義務教育学校では、義務教育9年間を見通した系統性と連続性を踏まえたブロック制とし、独自教科の新設などを含め、変わりつつある社会情勢に対応した、特色ある教育課程を編成し、教育の質の向上を図ること。
- (2) これまでの3小学校、1中学校の取組を尊重し、地域の人々や伝統文化等に関わる活動を組み込み、地域とつながる環境を整え、地域に開かれた学校にすること。
- (3) 義務教育学校の位置については、通学距離や、周辺の環境、生活圏の中心がどの辺りにあるのか、地域の文化活動がどのような場所で行われているかなど、様々な実情を十分に勘案すること。
- (4) 義務教育学校を施設一体型とした場合、第1学年（小学校第1学年）から第9学年（中学校第3学年）までの児童生徒が使用することを十分考慮したものとする。また、児童生徒の多様なニーズに対応した施設になるようにすること。
- (5) 通学については、児童生徒の安全が確保されることを第一とすること。また、保護者負担の軽減に努めること。
- (6) これまで各校で行ってきたPTA活動などを尊重し、新しい学校においても一層充実した活動となるよう努めること。
- (7) 米子市が運営する「なかよし学級」は、児童数の増加に対応できるようにすること。
- (8) 将来的には保育所も同一敷地に併設できるように検討すること。
- (9) 義務教育学校の設置に関する協議会等を設置し、地域、保護者、学校関係者等により、教育活動の充実に向けた協議を行うこと。